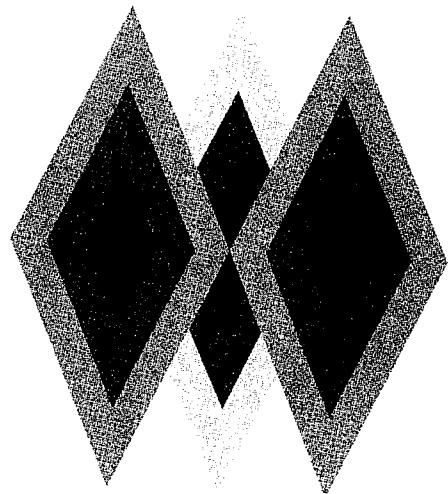


障害者対策に関する長期計画

精神薄弱者福祉六法

厚生省児童家庭局障害福祉課 編集



中央法規出版

精神薄弱者福祉法

◎精神薄弱者福祉法

(昭和三五・三・三一)

改正 昭三七法律一六一・昭三九法律一六九・

昭四二法律一三九・昭四四法律一六九・昭

四五法律一四一・昭四八法律六七・昭六〇

法律三七・昭六一法律四六・一〇九・平

元法律二二・平一法律五八

平二法律五八による改正中未施行分につい

ては、改正後の条文を該当箇所に注書き付

して収載(平五・四・施行)

第一章 総則

(いの法律の目的)

第一条 この法律は、精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行

ない、もつて精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、精神薄弱者の福祉について国民の理解を深めるとともに、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護の実施につとめなければならない。

(関係職員の協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)による福祉の措置

二 第二三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行なうこと。

4 精神薄弱者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の精神薄弱者に関する前項第二号の業務については、他に置かれている精神薄弱者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 精神薄弱者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

* 福祉事務所長(社福一四一)

第一条 精神薄弱者福祉司は、事務吏員又は技術吏員として、次の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事

たる資格を有する者であつて、精神薄弱者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

精神薄弱者福祉法

の実施並びにその監督に当たる國及び地方公共団体の職員は、精神薄弱者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行なわれるよう相互に協力しなければならない。

(定義)

第四条 この法律において、「精神薄弱者居宅生活支援事業」とは、精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業及び精神薄弱者地域生活援助事業をいう。

「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、第十五條の三第一項の措置に係る者につきその者の居宅において同

項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

この法律において、「精神薄弱者短期入所事業」とは、第十五條の三第二項の措置に係る者につき厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

この法律において、「精神薄弱者地域生活援助事業」とは、第十六條第三項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う事業をいう。

第五条 この法律において、「精神薄弱者援護施設」とは、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームページをいう。

第二章 削除

第六条から第八条まで 削除

第三章 援護を行う者及び福祉の措置

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める精神薄弱者に対する援護は、居住地を有する精神薄弱者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する都道府県又は市町村が、居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者については、その現在地の都道府県が行うものとする。

*「福祉に関する事務所」(社福一三一) 六 本条の類似規定(身障九)

第一〇条 都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならぬ。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、精

神薄弱者福祉司を置くことができる。

3 精神薄弱者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、精神薄弱者の福祉に関し、主として

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行なうこと。

(精神薄弱者福祉司)

第一三条 福祉事務所は、この法律の施行に

関し、主として、次の業務を行なうものと

する。

一 精神薄弱者の福祉に関し、必要な実情の把握につとめること。

二 精神薄弱者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

2 福祉事務所長は、十八歳以上の精神薄弱者につき前項第二号の業務を行なうに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

一 福祉事務所の判定を行なう場合には、精神薄弱者更生相談所の判定を行なうこと。

2 福祉事務所長は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援助について、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならない。

(協力機関)

第一四条 福祉事務所を設置しない町村の長

は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援助について、都道府県知事又

は、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の

事務の執行に協力するものとする。

(精神薄弱者相談員)

第一五条 都道府県は、精神薄弱者の福

祉事務所を設置しない町村(社福一三九)

(民生委員の協力)

第一五一条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員は、この法

律の施行について、市町村長、福祉事務所所長、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の

事務の執行に協力するものとする。

平定回疆方略

2 て、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしているものは、同法第五十七条第二項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤療養等を経営している国、都道府県、市町村

及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を經營する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き經營することができる。

前項の規定により従前の例により引き続ぎ精神薄弱者通勤寮等を經營することができる者が、当該事業を開始した日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十七条第二項の許可を受けたものとみなす。

◎精神文化研究社法施行令

11

有漢方行会

昭四〇政令一八六・昭四一政令三一五
昭三四政令一八・昭四四政令一七四
昭六〇政令一二七・昭六一政令四・平一
政令三四七

(居宅における便宜の供与に関する措置の基準)

う。) 第十五条の二第一項の措置は、当該

精神薄弱者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該精神薄弱者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

(短期間入所に関する措置の基準)

第一条の二 法第十五条の三第二項の措置

は、当該精神薄弱者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に保護することができる施設を選定して行うものとする。

共同生活を営むべき住居における援助に関する措置の基準)

精神薄弱者福祉法施行令

第三十二条 法第十六条第一項第一号の規定による行政措置に要する費用は、該行政措置に係る施設の事務費として厚生大臣が定める所者一人一日当たりの額と、入所者の飲食物費等として厚生大臣が定める一人一規定による徴収金の額その他その費用たるの収入の額を控除した額について行う。(費用の算定基準)

該精神薄弱者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該精神薄弱者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な同項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。
(国又は都道府県の負担)

第二条 法第二十五条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次条に定める基準に従つて算定した法第二十二条第三号に掲げる費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額について行う。

2 を行つた延べ人員を乗じて得た額とする。
法第二十二条第三号又は第三十三条第四号に掲げる費用は、当該施設の建築・買収又は改造を行おうとする時ににおける建築費、買収費又は改造費を基準として厚生大臣が定める一坪当たりの建築単価・買収単価又は改造除単価に、厚生大臣が定める範囲内の当該建築・買収又は改造除に係る延べ坪数を乗じて得た額と、厚生大臣が入所定員等を考慮して定める基準によつて算定した設備費の額とを合算した額とする。

1 (施行期日) 附 則 (抄)

八) この政令は、公布の日〔昭三五・四・一六〕から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

第一五五条 この法律の施行の際までに特例による通勤寮等を経営していいる市町村又は社団法人等であつて、この法律の施行の日までに一月以内に社会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届け出た事項に変更を生じたものが、同日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、そのとき

は、当該変更を生じた日から一月間は、「法第五十八条第一項の規定による届出をして經營することができる。」

2 前項の規定により従前の例により引き受け
き精神薄弱者通勤寮等を経営することができる者
に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定によ
る届出をしたときは、その者は、同法第五十八
条第二項の許可を受けたものとみなす。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二二条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、
政令で定める。

新編著者略傳の登録について

事務所に連絡すること。
また、職親として不適当と認めたものについては、援護の実施機関は、本人にその旨を通知すること。

職親委託を希望する精
保護者は、職親委託申込
を福祉事務所長に提出す
を受理した福祉事務所長

して精神薄弱者更生相談所に必要な判定を求める。職親委託の手続等

職親委託の手続等
委託の措置

福祉事務所長は、前記五の判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者については、職員登録簿に登録された者のうちから、職種等について考慮のうえ、その精神薄弱者に適合する職親を選定し、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事をして直接職親の家庭を訪問させ委託する場合に職員が守るべき条件、当該精神薄弱者の特性等を十分に説明して職親の同意を得ることも、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行なえるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。

昭和三十九年五月二十日三九保護第四七九号をもつて照会のあつた標記については、貴見のとおり取り扱われたい。

○精神薄弱者職親委託の取扱いについて

精神薄弱者職親委託の取扱いについて

福祉事務所長は、精神薄弱者を職親と
委託するときは、予め一年以内の期間
(更新を妨げず)を定めて委託するものとし
, 当該期間内に職親委託の目的が達成され
され、一般雇用関係に切換えるか、新た
に就職できるよう努めること。

3 委託条件の通知等

福祉事務所長は、精神薄弱者を職親と
委託するときは、必要事項について職親登録簿に委託する
に通するとともに職親登録簿に記入すること。

4 委託後の指導

福祉事務所長は、職親に精神薄弱者を
委託する措置をとったときは、精神薄弱者
者福祉司又は社会福祉主任をして職親の
家庭又は事業場を訪問して必要な連絡指
導を行なわしめること。

昭和三九・七・一 社更一〇六

別紙1
精神薄弱者職親の登録について
標記のことについて、次のとおり照会があり、別紙2の通り照会があり、別紙2の通り回答したので了知のうえ、本制度の運営のないようにされた。
精神薄弱者職親の登録について
昭和三十九年五月二十日 三九保険四
生徒省社会局更生顧問室 神奈川県川
上記のとおり照会があり、別紙2の通り回答いたしました。

別紙
昭和三十九年二月二日一長丸 三九社一四五五
厚生省社会局更生課長 鹿児島県民会館会員
労働部長照会
標記のことについて、次のとおり照会し
すのでご教示願います。
援護の実施機関が認定した職親に精神薄弱
者の援護を委託しようとするにあたり、た
まに該職親と精神薄弱者とが民法第八百四
十七条第二項に規定する扶養義務者に該當
する親族同志の手続きがらにあたるが、職種等
を考慮して当該職親に適合すると認められ
場合には、精神薄弱者福祉法第十六条第三
項の規定による委託を実施してよろしいか
が、たとえ親等以上の手続きがらにある場合の取扱
はどうか。
なお、この場合職親は有料であるが、親
間の互助の義務を規定している民法第七百四
十条の規定とは關係なく有料で委託してよ
りいいか、あわせてご教示願います。

別紙
昭和三十九年二月二日一長丸 三九社一四五五
厚生省社会局更生課長 鹿児島県民会館会員
労働部長照会
標記のことについて、次のとおり照会し
すのでご教示願います。
援護の実施機関が認定した職親に精神薄弱
者の援護を委託しようとするにあたり、た
まに該職親と精神薄弱者とが民法第八百四
十七条第二項に規定する扶養義務者に該當
する親族同志の手続きがらにあたるが、職種等
を考慮して当該職親に適合すると認められ
場合には、精神薄弱者福祉法第十六条第三
項の規定による委託を実施してよろしいか
が、たとえ親等以上の手続きがらにある場合の取扱
はどうか。
なお、この場合職親は有料であるが、親
間の互助の義務を規定している民法第七百四
十条の規定とは關係なく有料で委託してよ
りいいか、あわせてご教示願います。

精神薄弱者福祉六法

昭和50年5月25日 初版発行
平成3年10月30日 第10次改訂版発行

定価 5,600円
(本体 5,437円)

編集 厚生省児童家庭局障害福祉課

発行者 庄村多加志

発行所 中央法規出版株式会社

〒151 東京都渋谷区代々木2-27-4

☎03(3379)3861(代)

【営業所】

札幌 〒062 札幌市豊平区豊平3条3-27(美好ビル) ☎ 011(823) 4121
仙台 〒980 仙台市青葉区本町3-5-6(第2中城ビル) ☎ 022(222) 1693
岐阜 〒502 岐阜市山吹町1-6-1 ☎ 0582(31) 8743
大阪 〒530 大阪市北区天神橋4-8-12(ツネクニビル) ☎ 06(351) 9079
広島 〒732 広島市南区南蟹屋1-8-12(上仙ビル) ☎ 082(282) 8416
福岡 〒810 福岡市中央区六本松1-2-22 ☎ 092(713) 0520
(福岡県社会福祉センター内)

印刷／三協印刷(株) 製本／渋谷文泉閣 落丁本・乱丁本はお取替えいたします

I S B N 4-8058-0879-9

◇社団法人 日本精神薄弱者福祉連盟

事務局所在地 〒105 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階
電話(03)3438-0558 FAX(03)3437-5717

代表者名 会長 山口薰 副会長 江草安彦 常務理事 野口正信

目的 開発途上国の精神薄弱者福祉施策に関する研究及び技術援助並びに海外との交流等の事業を行うことにより、精神薄弱事業の進展を図るとともに、関係団体間の連絡、調整を図る。

主な事業 ①開発途上国の精神薄弱者福祉施策に関する研究及び研修の実施、研修員の受け入れ等の援助並びに技術協力 ②アジア精神薄弱リソース(資料)センターの維持・運営 ③海外の関係団体との情報の交換、技術・専門家の交流 ④精神薄弱に関する総合的研究会、研修会等の開催 ⑤精神薄弱に関する資料の収集、情報の交換 ⑥精神薄弱問題に関する社会的啓蒙及び広報 ⑦精神薄弱者愛護月間の開催 ⑧精神薄弱関係団体との相互連絡及び事業調整

会員 日本精神薄弱者愛護協会、全日本精神薄弱者育成会、全日本特殊教育研究連盟、日本精神薄弱研究協会

精神薄弱児(者)関係の主要放送番組

N	《教育テレビ》 あすの福祉……………金	17:30~18:00
	(再) 土 13:30~14:00	
H	こどもの発達相談……………土	8:00~8:30
	(再) 水 17:30~18:00	
K	《ラジオ第二》 心身障害者とともに……………日	20:00~20:30
	(再) 日(翌週) 8:00~8:30	
ラジオたんぱ	重い障害児のために……………日	8:30~9:00
	精神薄弱児の教育……………月	19:15~19:30
	精神薄弱相談室……………月	19:30~19:45